

令和7年度

相川小学校 いじめ防止基本方針

～すべての児童が生き生きとした学校生活を送れるように～



平成 26 年 2 月 14 日策定

平成 29 年 5 月 8 日改訂

令和元年 6 月改訂

令和 4 年 3 月 31 日改訂

第1章 教職員マニュアル

- I いじめ問題に対する基本的な考え方 P 3～
 - 1 定義
 - 2 いじめの基本認識
 - 3 基本方針の策定上の留意点

- II 未然防止 P 4～
 - 1 児童や学級の様子を知るためには
 - 2 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
 - 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
 - 4 保護者や地域の方への働きかけ

- III 早期発見 P 6～
 - 1 教職員のいじめに気づく力を高める
 - 2 いじめ発見のきっかけ
 - 3 いじめの態様
 - 4 いじめが見えにくいのは
 - 5 早期発見の手立て
 - 6 相談しやすい環境づくり

- IV 早期対応 P 9～
 - 1 いじめ対応の基本的流れ
 - 2 いじめ発見時の緊急対応
 - 3 いじめが起きた場合の対応
 - 4 迅速に対応するためには

- V ネット上のいじめへの対応 P 12～
 - 1 ネット上のいじめとは
 - 2 未然防止のためには
 - 3 早期発見・早期対応のためには

第2章 組織対応マニュアル

- I いじめ問題に取り組む体制の整備 P 16～
 - 1 いじめ問題対策委員会の設置 《いじめ問題対策委員会組織》
 - 2 年間を見通したいじめ防止の指導計画について 《年間指導計画》

- II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）
《重大な事案が発生した場合》

- III 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携 P 18～
 - 1 教育委員会との連携について
 - 2 出席停止措置について
 - 3 地域等その他関係機関等との連携について

- IV 教職員の研修の充実 P 19～

はじめに

この相川小学校いじめ防止基本方針（以下「相小基本方針」と表記）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」と表記）13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての対策を学校全体として組織的に対応していくために策定するものである。

第1章 教職員マニュアル

I いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こりうる可能性がある。このことを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめはぜったいに許さない」ことへの理解を促していくことが重要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、家庭、地域へも認識を広め、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいくことが重要である。

1 定義

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの **【いじめ防止対策推進法第2条】**

この定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには、多くの様態^{※3-1}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等々が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの^{※3-2}

【新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項】

※1 「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。

※3-1 具体的ないじめの様態の例

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

・金品をたかられる。

・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

・嫌なことや恥ずかしいこと（「ズボン下ろし」含む）、危険なことをさせたり、させられたりする。

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「即時対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組まなければならない問題である。

3 基本方針の策定上の留意点

- (1) 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した基本方針となるように努める。
- (2) 学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、策定に際し児童の意見を取り入れるように留意する。
- (3) 策定した基本方針は、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係づくりを進め、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域や学校の特性等を把握した上で年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知るためには

- (1) 教職員の気づきが基本
児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。児童の思いを共感的に受け止め、ともに笑い、涙し、感動する場を共有することが必要である。その中で児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めていくことが求められている。
- (2) 実態把握の方法
児童個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題の具体的な指導計画を立てる必要がある。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を実態把握の方法として**定期的**に実施する。配慮を要する児童の進級や進学、転学については教職員間や学校間で適切な引継ぎを実施するものとする。
- (3) いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることも少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活を見ることでいじめの未然防止にもつながる。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じることでできる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心にすえた温かい学級経営や教育活動を展開することが児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(1) 児童のまなざしと信頼

教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

児童は教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない一言が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。

(2) 心の通い合う教職員の協力・協同体制

温かい学級経営や教育活動を学年・学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話したりできる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築することが必要である。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわる機会を設定し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。

児童に自信をもたせる言葉

- ・「そうか、いいところに気がついたね。」
- ・「あのときの態度、とても立派だったよ。」
- ・「〇〇したのは、とても勇気が必要だったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたの〇〇は、みんなの気持ちを明るくするね。」
- ・「あなたの〇〇は、すばらしい。」
- ・「あなたのおかげで、みんなが〇〇できたね。」

児童の心に残る言葉

- ・「大切な〇〇さんだから、話をするよ・・・。」
- ・「約束だよ。〇〇さんを信じて待っているよ・・・。」
- ・「この△△には、あなたの〇〇な力が必要だ。」

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわり方を深める体験活動を充実させることは、豊かな心と社会性を育成する重要なが

イントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないこと」を児童に理解させることが大切である。また、児童が、人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や、道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対しては、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「気づかい」「やさしさ」にふれれば、自分自身の生活や行動を省みることができる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

(1) P T Aの各種会議での広報活動

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催等も積極的に行う。

(2) 道徳授業の公開

人権教育にかかわる道徳授業参観を実施する（年間1回）。

(3) 学校便り、学級便り、HP 等による情報発信

学校の取組を伝え、協力を呼びかけるとともに、取組の内容について意見をもらう。

(4) 幼保中との連携

幼保中との連携の機会を増やし、家庭・地域の中の児童の環境を普段から理解しておく。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童間の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童にかかわるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

(2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言葉から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める必要がある。

(3) 教職員間の情報交換を密にし、子どもを多面的にみる

2 いじめ発見のきっかけ

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小学校の場合、いじめ発見の経緯は、「アンケート調査などの取組」が最も多く、ついで「本人からの訴え」「学級担任」となっている。

いじめ発見のきっかけとして割合が少ない「担任以外の職員が発見」「他の児童からの情報」等で発見された場合は、いじめが潜在化・深刻化し、保護者や担任が気づけなかった場合が考えられ、直ちに対応する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

<p><分類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 ・仲間はずれ、集団で無視する。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。 ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。 	<p><刑罰法規></p> <ul style="list-style-type: none"> 脅迫、名誉毀損、侮辱 暴行 暴行、傷害 恐喝 窃盗、器物破損 強要、強制わいせつ 名誉毀損、侮辱
--	--

4 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは、大人の見えないところで行われている

いじめは、大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- ・無視やメールなど、客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- ・**遊びやふざけあいのような形態**、被害者なのに加害者と仲のよい仲間のような形態等がある（カモフラージュ）。

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、次のような心理が働き、周りに相談することができない場合が多い。

- ・親に心配をかけたくない
- ・いじめられる自分はだめな人間だと思ひ込む
- ・訴えても大人は信用できない

- ・訴えると、その仕返しが怖い

5 早期発見の手立て

- (1) 日々の観察 ～児童のいるところには教職員がいる～
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童のいるところには教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。
また、教室には、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示を行う。
- (2) 観察の視点
児童は、小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなることから、中学年以降にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたかなど、担任を中心に情報収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのような状況であるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる必要がある。
- (3) 日記の活用
必要に応じて気になる児童には日記を書かせ、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- (4) 教育相談
日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童との信頼関係の上で形成されるものである。
その他、保健室は「心と体の健康相談」をいつでも行っていることを伝え、児童の相談窓口の一つとして周知する。
- (5) いじめ実態調査アンケート
生活アンケートを2か月に1回、心の健康チェックを毎月1回（3年生以上）実施する。実施方法については、落ち着いた環境で、周りの目を気にせず書ける方法を考慮する。

6 相談しやすい環境づくり

児童が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「ちくった」「いいつけた」と言われて、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員は十分に理解し、その対応について細心の注意を払わなければならない。

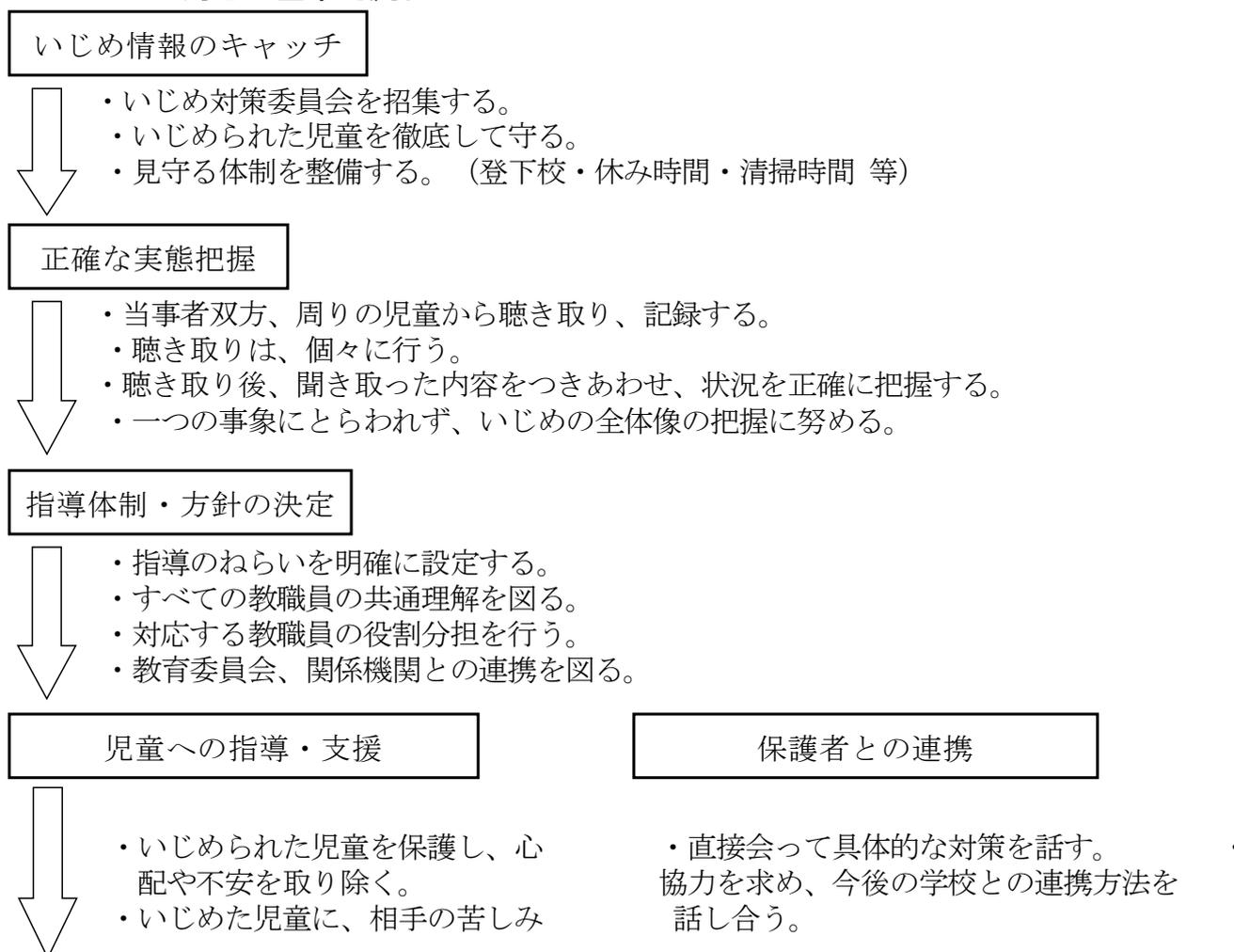
- (1) 本人からの訴えには
 - 心身の安全を保証する
日頃から、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えなければならない。保健室等の一時的に危機を回避する場所や時間を確保し、担任や生活指導主任を中心に、本人の心のケアに努めるとともに具体的に心身の安全を保証する。
 - 事実関係や気持ちを傾聴する
「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- (2) 周りの児童からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
 - 「よく教えてくれたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。
- (3) 保護者からの訴えには
- 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡できるよう日頃から保護者との信頼関係を築くとともに、担任、生活指導主任、養護教諭等の相談窓口を周知しておく。
 - 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について知られておくことが必要である。
 - 児童の苦手なところやできていないところを一方向的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じる場合がある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

1 いじめ対応の基本的流れ



や痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

☆いじめられた児童の保護者については、いじめを把握したその日のうちに面談をする。

指導後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を推進する。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、生活指導主任（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告をする。

- (1) いじめられていた児童・いじめを知らせた児童を守り通す
 - いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を知らせに来た児童から話を聞くときは、他の児童の目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
 - 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を知らせに来た児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- (2) 事実確認と情報の共有する
 - いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学級担任、生活指導主任、学年部主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
 - 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報例>

- 誰が、誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか【時刻・時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？
それによって、どんな被害を受けたのか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか【期間】

※児童生徒の個人情報、取扱い及び管理について十分注意すること。

3 いじめが起きた場合の対応

- (1) いじめられた児童に対して
 - ① 児童に対して
 - ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

- ・必ず解決できるという希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ・いじめを発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい心情や不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも連絡するよう依頼する。

(2) いじめた児童に対して

① 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を目指して指導を行っていくことを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

【いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉】

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにいじめはありません。
- ・ どこかに相談に行かれたらどうですか。

【普段の連携不足で、いじめた児童の保護者から発せられる言葉】

- ・ いじめられる方にも原因がある。
- ・ 本当は仲がいい。遊びのつもりだろう。
- ・ 家では問題がない。学校の指導不足だ。
- ・ なぜ、もっと早く連絡してくれなかったのか。

(3) 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめの抑止者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という態度を学級・学年・学校全体の児童に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、指導計画を見直して、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

	【対応が遅れる要因例】		【早期対応が図れる体制】
学校の雰囲気	「私のクラスには、いじめは起こらないだろう」 (錯覚)	考 え 方 の 転 換	「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも。」 (本質の認識)
教職員の意識	「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう。」 (不安)		「注意深くクラスの様子を見ていこう。」 (積極的な姿勢)
いじめの兆候	「いじめ？自分たちで解決させよう。」		「いじめかも？生活指導主任に相談しよう。」 (報告・連絡・相談)

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が使用するパソコン、携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話などの使い方の変化など、被害を受けている子どもの発するサインを見逃さないよう保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要がある。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

【ネット上のいじめ】

- ・メールでのいじめ
- ・ブログでのいじめ
- ・チェーンメールでのいじめ
- ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ・SNS から生じたいじめ
- ・動画共有サイトでのいじめ

匿名性により、「自分だとわからなければ何を書いてもかまわない」と、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると感じられることから、心理的ダメージが大きい。

スマートフォンで撮影した写真をネット上に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅等が特定されるなど、個人情報が流出する危険性がある。

掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の人に閲覧されたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ：「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト

SNS：「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のウェブサイト

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

(1) 保護者会等で伝えること

＜未然防止の観点から＞

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に、携帯電話やインターネットへアクセスできる携帯型ゲーム機をもたせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の情報が流出するスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えことを認識すること。

＜早期発見の観点から＞

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

(2) 情報モラルについて、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

インターネットの特殊性

- ・発信した情報は、不特定多数の人に、すぐに広まること
- ・匿名で書き込んでも、書き込んだ人は特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、自分自身が被害者になったり、加害者になったりする可能性があること
- ・一度流出した情報は、完全には回収・削除できないこと

児童の陥りやすい心理

- ・匿名だから、自分だとわからない。
- ・自分だとわからないから、何を書いても平気。
- ・何を書いても平気だから、友達のことをおもしろく書こう。
- ・書き込みで、目立ちたい。
- ・動画共有サイトで、アクセス数を増やしたい。

3 早期発見・早期対応のためには

- 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
 - ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

【指導のポイント】

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名でも書き込みができるが、書き込みを行った個人は、必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合には犯罪となり、警察に補導される場合があること。

チェーンメールの対応

【指導のポイント】

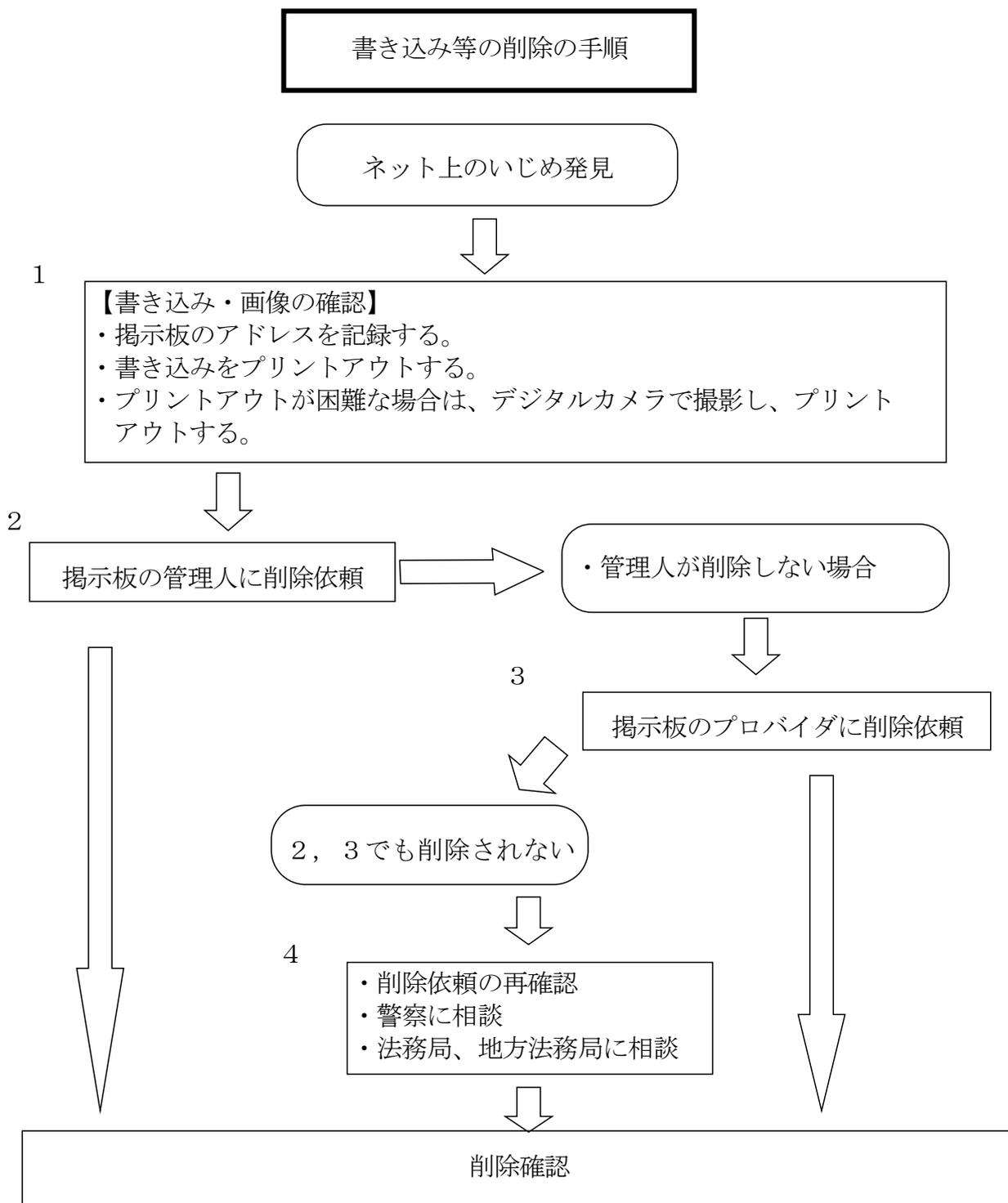
- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので、絶対に転送しないこと。転送した場合、内容によっては、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメールの転送先】

(財) 日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

- ※ ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。
- ※ 情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性がある。常に新しい問題に関心を払う必要がある。



第2章 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対

応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」な取組をあらゆる教育活動において展開していくことが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

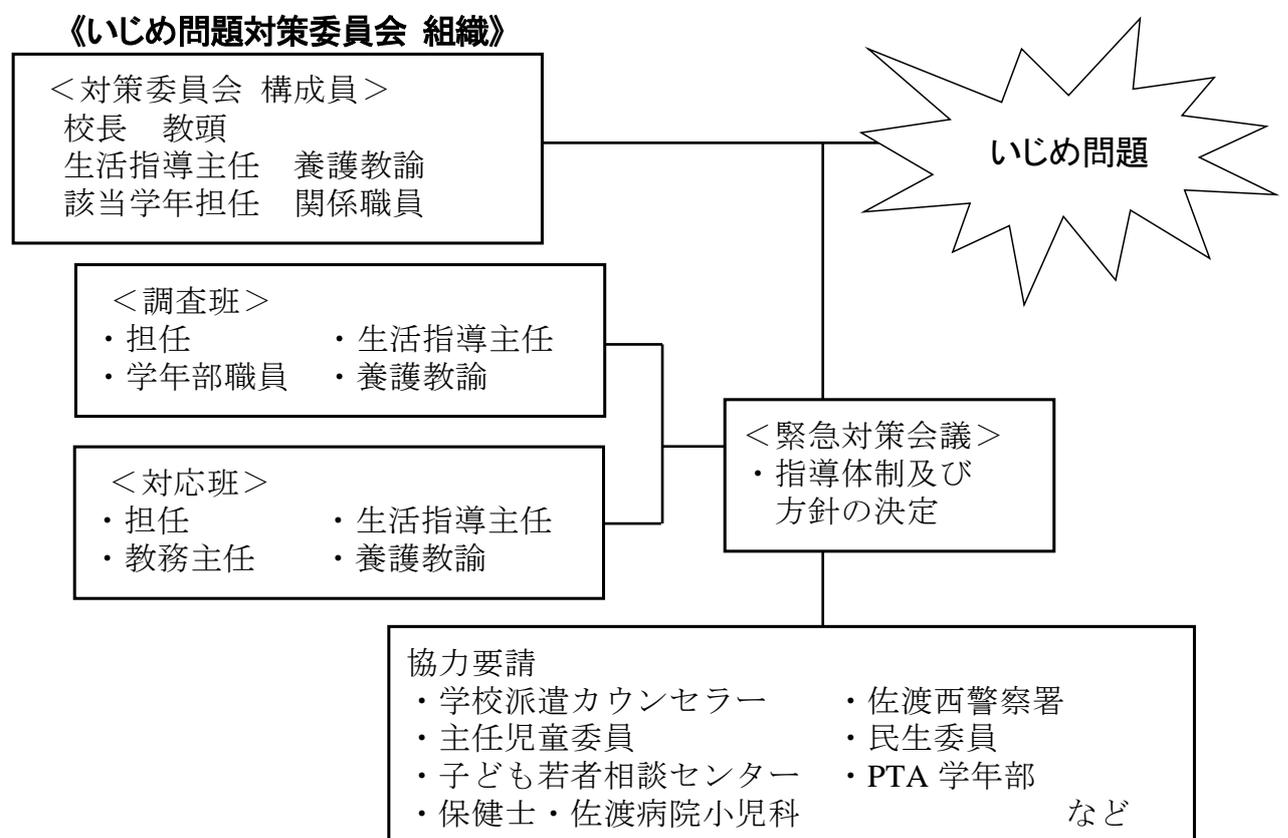
また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく必要がある。

1 いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題対策委員会は、校長が任命した教職員で構成する。

なお、校長が必要と判断した場合は、学校派遣カウンセラー、相川交番、相川地区主任児童委員、民生委員、PTA 学年委員、保健士、子ども若者相談センター、佐渡総合病院小児科等の協力・参加を要請する。

いじめ問題対策委員会が有効に機能しているか等の評価については、「学校運営協議会」で報告し、評価を受けるものとする。



※いじめ事案発生の際には、緊急対策会議を開催し、調査班や対応班を組織し早期解決を目指す。

2 年間を見通したいじめ防止の指導計画について

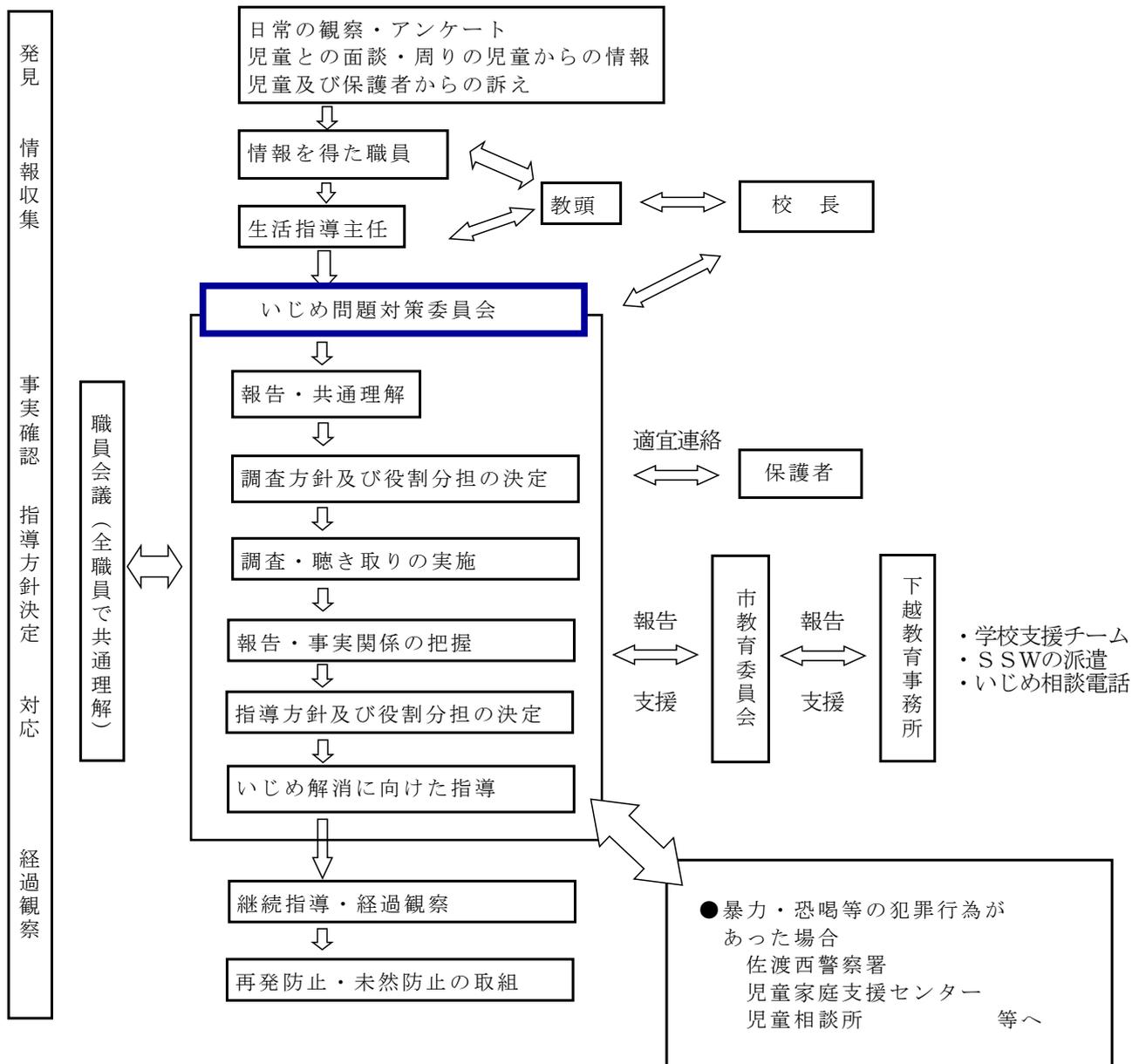
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

《相川小 いじめ防止のための年間指導計画「PEACA」》（別紙2）

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をすると、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者を巻き込んだトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ問題対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



いじめの情報が入ってから、学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

《重大な事案が発生した場合》

- 速やかに、市教育委員会へ報告する。暴力、恐喝等の犯罪行為があった場合は、警察等の関係機関へも連絡する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の了解を得て説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生活指導担当の職員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、「顔の見える連携」を進めていく必要がある。

1 市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

2 出席停止の措置について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない恐れがあるときは、市教育委員会の指導のもと、出席停止の措置を検討する必要がある。

出席停止の措置は、「懲戒」という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点で設けられているものである。

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第 26 条

- ①校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- ②懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- ③前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことはできない。

学校教育法第 35 条

- ①市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動を妨げる行為

- ②市町村の教育委員会は、前項の規定により、出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- ③前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し、必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- ④市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 警察との連携について

学校は、地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが必要である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に相川交番に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

佐渡警察署相川交番 佐渡市相川羽田町 74 番地	電話 0259-74-2888
-----------------------------	-----------------

4 地域その他関係機関等との連携について

いじめた児童の置かれた背景に、保護者の愛情不足等、家庭の要因が考えられる場合には、子ども若者相談センターや児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

新潟県中央児童相談所（佐渡地域） 佐渡市相川二丁目浜町 20-1	電話 0259-74-3390
新潟県中央児童相談所 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1	電話 025-381-1111
子ども若者相談センター 佐渡市金井新保乙 1107-1	電話 0259-58-8077

IV 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、すべての教職員が共通理解のもと、いじめ問題について組織的に対応していけるようにする。

また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけることができるように、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修を長期休業中に位置づけていく。